

A X - 3

民 事 訴 訟 法

甲は、その所有する土地（以下、「本件土地」という。）に乙が無断で建物を建築した、と主張して、乙を被告として、A地方裁判所に建物除去土地明渡を求める訴えを提起した（以下、「本件訴え」という。）。

この場合において、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 本件訴えに係る訴訟の第一審係属中に、乙が口頭弁論期日を欠席した場合、裁判所は、どのように審理・判決をすべきか。また、甲も同期日を欠席した場合にはどうか。

(50点)

- 2 本件訴えに係る訴訟の第一審係属中に、甲乙間において、「①乙は、甲に1000万円を支払って、本件土地を買い受ける。②乙が甲に1000万円を支払ったときは、甲は、本件訴えを取り下げる。」との内容の裁判外の合意（以下、「本件合意」という。）が成立し、乙は、本件合意の①に従い、甲に1000万円を支払った。ところが、甲は、その後も、本件訴えを取り下げるための手続をとっていない。

この場合、乙としては、本件訴えに係る訴訟において、本件合意に基づいて、どのような主張をすることが考えられるか。また、本件合意の成立が認められる場合、裁判所としては、本件訴えに係る訴訟について、どのような処理をすべきか。

(50点)

A X - 3

刑 事 訴 訟 法

甲警察署所属の司法警察員K警部補らは、覚せい剤使用の被疑事実で逮捕されたX方の搜索を令状に基づいて実施したが、同令状に差押対象物件として記載されていた覚せい剤を発見することができなかった。

引き続き上記の被疑事実で勾留されたXに対する取調べの際に、K警部補が、「先日の搜索の際には覚せい剤が見つからなかったが、使用せずに残っている覚せい剤があるのではないか。覚せい剤の使用については認めているのだから、本当のところを教えてくれ。」と尋ねると、Xは、「そんなことを聞いてどうするのか。また搜索するのか。」と言って、残余の覚せい剤の有無については答えなかった。K警部補は、覚せい剤が見つければXがその所持の罪で立件される可能性があることを認識しながら、「覚せい剤の所持では搜索も逮捕もしないから、覚せい剤の保管場所を教えてくれないか。」とさらに説得を試みたが、Xは、「それならば、覚せい剤を確認できなくても何の問題もないはずだ。」と反論するなどしたため、同人から覚せい剤の保管場所を聞き出すことはできなかった。

Xは、K警部補が再三覚せい剤の保管場所について尋ねるのは、覚せい剤所持の罪でも立件しようという狙いがあるからだろうと考え、その後の取調べでも、覚せい剤の保管場所に関する応答を拒んでいたが、同警部補から、覚せい剤を確認したいのは、あくまで覚せい剤の使用に関する捜査を尽くすためであり、覚せい剤所持の罪では立件しないとの説得が繰り返されたため、Xは同警部補の言を信じることとし、「覚せい剤は自分の部屋の古い携帯電話の中に隠してある。」と供述した。

K警部補は、Xの上記供述を録取した書面（Xにその内容を読み聞かせ、末尾に同人の署名指印がある。）を作成し、これを枢要な疎明資料として甲簡易裁判所の裁判官から搜索差押令状の発付を受け、同令状に基づいて再びX方の搜索を実施したところ、Xの供述どおり、同人の部屋の古い携帯電話の中から覚せい剤（以下「本件覚せい剤」という。）が発見され、差し押さえられた。

Xは、同人方における上記覚せい剤所持の被疑事実で逮捕され、引き続き勾留された後、上記の覚せい剤使用及びX方における覚せい剤所持の両事実で、甲地方裁判所に公訴を提起された。

検察官は、X方における覚せい剤所持の事実を立証するため、本件覚せい剤の証拠調べを請求した。

本件覚せい剤の証拠能力について論ぜよ。

(100点)